

墨田区監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期監査（第1回）の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年8月26日

墨田区監査委員	岩 佐 一 郎
同	大清水 善 信
同	小 暮 和 敏
同	おおこし 勝広

令和7年度定期監査（第1回）監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

2 監査対象

主に令和6年度の事務事業の執行にかかわるもの

3 監査実施事業所等及び実施日

別紙「令和7年度定期監査（第1回）日程表」のとおり

4 監査実施期間

（1）事業所（すみだ保健子育て総合センター内の各課含む）

令和7年5月2日（金）から同月29日（木）まで

（2）区立学校

令和7年6月2日（月）から同月27日（金）まで

5 監査の方法

各事業所及び区立学校から提出された資料等を基に、実地監査の方法で実施した。

6 監査方針

（1）事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。

（2）事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。

（3）予算の執行及び管理は、適正に行われているか。

（4）金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。

（5）財産の管理は、適正に行われているか。

（6）事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

7 監査項目

（1）予算執行に関する事務

（2）給与・服務に関する事務

（3）物品管理に関する事務

（4）扶助費に関する事務

（5）補助金に関する事務

（6）その他

8 監査委員の関与

監査委員 岩佐一郎、監査委員 大清水善信及び監査委員 小暮和敏は、4の期間の全ての監査に関与した。

なお、前監査委員 しもむら緑は令和7年5月28日まで実施した監査に、監査委員 おおこし勝広は同月29日以降実施した監査に関与した。

9 監査結果

(1) 指摘事項

ア 委託に係る起案文書がないものがあった。(生活衛生課)

イ 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長の専決としているものがあった。(ひきふね図書館)

ウ 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長の専決としているものがあった。(保健予防課)

エ 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあった。(すみだ人権同和・男女共同参画事務所、保健予防課、健康推進課、すみだ清掃事務所)

(2) 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認するとともに、後日処理結果の報告により訂正等されたことを確認した。

ア 職員の給与・服務関係を適正に行うべきもの

(ア) 休暇等申請に関すること。

a 子の看護のための休暇で、取得可能日数を超えて承認されているものがあった。(1課、1校)

b 慶弔休暇、子の看護のための休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。(1課、2事業所、4校)

c 健康管理支援職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものや誤りのあるものがあった。(1課、1事業所)

d 出張の後に帰庁せず、年次有給休暇を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあった。(1課)

e 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力を誤り、その

まま決裁されたことにより、往復の旅費が支給されているものがあった。(1 事業所)

f 旅行経路の一部に通勤手当等支給区間があるにもかかわらず、システム入力を誤り、そのまま決裁されたことにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。(2 課、 1 事業所)

g 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力を誤り、そのまま決裁されたことにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。(1 課、 2 事業所)

イ 経理関係を適正に行うべきもの

(ア) 補助金に関すること。

a 中学校部活動大会参加者交通費等補助金交付要綱で学校長が保護者から委任を受けて申請等の手続を行うと定められているが、委任の事実を確認できる書面がないものがあった。(1 校)

b 墨田区立小・中学校特別支援学級事業補助金、墨田区立小・中学校移動教室等補助金、墨田区特色ある学校づくり推進事業補助金の現金出納簿で、日付、金額の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(4 校)

(イ) 前渡金に関すること。

a 前渡金の精算で、その用件終了後 5 日以内に行われていないものがあった。(1 事業所)

b 現金出納簿が所定の様式で作成されていないものがあった。(1 事業所)

c 現金出納簿で、日付、金額の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(3 課、 2 事業所)

(ウ) 収納金に関すること。

a 現金出納簿で、日付、金額の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(1 事業所)

(エ) 契約履行に関すること。

a 契約履行届で、履行年月日等の記載のないものや記載誤りのあるものがあった。(3 課、 3 事業所)

b 検収調書で、日付等の記載のないものや記載誤りのあるものがあった。(4 課、 4 事業所)

(オ) 郵券・ごみ処理券・こども商品券管理に関すること。

a 郵券の受払で、帳簿を備えていないものがあった。(1 課)

b 郵券・ごみ処理券・こども商品券の受払簿で、日付、枚数の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(2 課、 2 事業所、 3 校)

ウ 施設等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 施設の安全管理に関すること。

a 消火器や非常口扉の前や避難経路に障害物が置かれているものがあった。

(2 事業所、 2 校)

b 本棚に転倒防止策が講じられていないものがあった。(1 事業所)

(イ) 学校における毒物及び劇物の保管・管理に関すること。

a 薬品の定期的な点検等がされていないものがあった。(2 校)

10 監査委員意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 適切な事務処理について

指摘事項については、起案文書の未作成が 1 課、決定権者の誤りが 2 課と 3 事業所において確認された。令和 6 年度の定期監査（第 1 回）と比べて、起案文書の未作成が 1 課と変わりがなかったが、決定権者の誤りが 2 事業所から 2 課と 3 事業所に増加している。

令和 6 年度は、事案決定規程の改正など改善への取組もあったが、根拠規程や手引き・マニュアル等の確認漏れといった職員一人一人の事務処理の基本的なスキルが不足しているほか、組織による重層的なチェックが十分に機能していないと言わざるを得ない。なぜこのような不適切な処理が繰り返され、改善できないのか、組織全体で危機感を共有し、その原因究明と再発防止のための改善策の実施に取り組まれない。

一方で、特殊勤務手当の重複支給については、誤支給が確認できなかった点で、改善が認められる。今後も引き続き、未然防止に努められたい。

また、指導・注意事項については、職員の休暇や旅費の申請における入力ミス、現金出納簿や郵券等の受払簿の記帳漏れや誤り、契約関連書類の不備などが多く見受けられた。こうしたミスは、個人の問題にとどめるのではなく、規程の周知徹底や、チェックリストによる確認体制の確保など、組織的な取組による防止に努められたい。

(2) 施設等の安全管理について

2 事業所、2 校において、消火器や非常口扉の前や避難経路に障害物が置かれている状況があった。今年度は廃棄する備品の置き場所に苦慮している事例もあったが、施設管理において利用者の安全確保は、最も優先すべきことであり、日ごろから避難経路の確保や消火器等の設置場所の整理整頓に努められたい。

また、毒物及び劇物の管理についてもおおむね適正であったが、2 校で管理簿への使用量の記帳はされていたものの、そのうち、薬品の種類・数量を確認する定期点検

が行われていなかったのが1校、点検を実施したにもかかわらず、その記録が漏れていたものが1校であった。特に毒物・劇物の保管・管理は、児童・生徒の安全確保のため、厳重に行われる必要がある。今後は、墨田区立学校理科室実験用薬品類の保管・管理の手引きに基づく保管・管理の徹底に努められたい。

令和7年度 定期監査(第1回)〔事業所〕日程表

1 監査委員監査

月 日	監 査 対 象 施 設			場 所
5月 8日(木)	9:25~10:15	10:15~11:05	11:10~12:00	当 該 施 設
	保 健 計 画 課	生活衛生課	保 健 予 防 課	
5月16日(金)	9:30~10:30	10:45~11:45		当 該 施 設
	八広保育園	社会福祉会館		
5月19日(月)	9:25~10:15	10:15~11:05	11:10~12:00	当 該 施 設
	健 康 推 進 課	教育センター	子育て支援総合センター	
5月23日(金)	9:30~10:30	10:45~11:45		当 該 施 設
	花園保育園	東向島出張所		
5月26日(月)	9:30~10:30	10:45~11:45		当 該 施 設
	ひきふね図書館	すみだ清掃事務所 (分室)		

2 事務監査

月 日	午 前	午 後	場 所
	(9:00~12:00)	(13:30~16:30)	
5月 2日(金)	保 健 計 画 課		当 該 施 設
5月 7日(水)	生 活 衛 生 課		当 該 施 設
5月 9日(金)	保 健 予 防 課		当 該 施 設
5月12日(月)	健 康 推 進 課		当 該 施 設
5月13日(火)	教 育 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月15日(木)	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月20日(火)	すみだ人権同和・男女共同参画事務所		当 該 施 設
5月21日(水)	ひ き ふ ね 図 書 館		当 該 施 設
5月27日(火)	す み だ 清 掃 事 務 所 (分 室)		当 該 施 設
5月28日(水)	花園保育園	社会福祉会館	当 該 施 設
5月29日(木)	八広保育園	東向島出張所	当 該 施 設

令和7年度 定期監査（第1回）〔区立学校〕日程表

1 監査委員監査

月 日	9：15～10：15	10：30～11：30	場 所
6月 4日（水）	八 広 小 学 校	菊川小学校・幼稚園	当 該 施 設
6月12日（木）	中 和 小 学 校	第 二 寺 島 小 学 校	当 該 施 設
6月19日（木）	桜 堤 中 学 校	中 川 小 学 校	当 該 施 設
6月23日（月）	吾 孺 立 花 中 学 校	吾 孺 第 二 中 学 校	当 該 施 設

2 事務監査

月 日	午 前	午 後	場 所
	9：00～12：00	13：30～16：30	
6月 2日（月）		二 葉 小 学 校	当 該 施 設
6月 9日（月）	寺 島 中 学 校	小 梅 小 学 校	当 該 施 設
6月16日（月）		吾 孺 第 二 中 学 校	当 該 施 設
6月17日（火）	桜 堤 中 学 校	柳島小学校・幼稚園	当 該 施 設
6月18日（水）	吾 孺 立 花 中 学 校	業 平 小 学 校	当 該 施 設
6月24日（火）	横 川 小 学 校	曳 舟 小 学 校	当 該 施 設
6月27日（金）	東 吾 孺 小 学 校	梅 若 小 学 校	当 該 施 設